

鈴鹿市総合計画2023後期基本計画（素案）に対する意見公募における意見・対応一覧表

No.	意見		後期基本計画（素案）への対応（案）	後期基本計画（素案）への修正対応の有無	担当部局
	類型	素案該当頁 内容			
1	第1章 大切な命と暮らしを守るまち すすか	3 <p>2014年8月13日のお知らせ「台風11号に関する市長メッセージ（http://www.city.suzuka.lg.jp/bousai/news/files/0028.html）」にて御指示事項3件と検証がされていません。</p> <p>平成26年8月27日（水）の「台風第11号災害対応検証会議概要」によれば、市長の御発声はあるも検証終了の宣言がされていません。「台風第11号災害対応検証結果一覧表」によれば、課題の洗い出しと称すべきもので検証とはなっていない（○か×かの判定がない）</p> <p>以上より、行政TOPの御指示に従わず、組織内部でその処理を2014年9月25日のお知らせ「台風第11号の災害対応検証結果を公表します（http://www.city.suzuka.lg.jp/bousai/news/files/0035.html）」に終わっています。</p> <p>まず、この是正を求めます。</p> <p>その上で、ページ3での「市民と行政が連携し、不測の事態に備えていること」－現状認識に課題があらうかと思えます。ですので、現状認識力を高める研鑽への資源配分（人・物・金・時）を施策の立案に際し、御考慮下さい。</p> <p>添付文書 ・後期基本計画（素案）ページ3 ・「台風11号に関する市長メッセージ（http://www.city.suzuka.lg.jp/bousai/news/files/0028.html）」 ・「台風第11号の災害対応検証結果を公表します（http://www.city.suzuka.lg.jp/bousai/news/files/0035.html）」 ・台風第11号にかかる災害対応検証概要 ・台風第11号災害対応検証結果一覧表 ・台風第11号災害対応検証会議概要 ・「鈴鹿市避難勧告等の判断・伝達マニュアル」の見直しについて</p>	御意見として承ります。 今後の参考とさせていただきます。	後期基本計画（素案）への修正等の対応はなし。	危機管理部
2	第1章 大切な命と暮らしを守るまち すすか	5 <p>単位施策0121について、概要部分で「情報伝達媒体の調査研究を行い」とあるが、この部分について調査研究を行う段階なのか。</p> <p>「選定を行って充実を図る」というのが良いのではないかと。</p> <p>成果指標について、累計回数ということであるが、現状値に対して増やしてはいるが、この成果指標は容易に達成できるものではないのか。その点の検討はどのようなものだったのか。</p>	<p>情報伝達媒体は、日進月歩であることから、常に調査研究する必要があり、その中で費用対効果を検討し、本市に適した媒体を選定していきたいと考えておりますので、このような表現といたしました。</p> <p>成果指標の設定につきましては、めざすべき都市の状態01の成果指標である、日常的に災害に関する情報を取得する手段を確保している市民の割合（95%）の達成のために、情報伝達媒体の訓練回数や、整備率等の検討を行いました。</p> <p>その上で、個々の媒体で数値目標が異なることから、情報伝達の全体的な観点から指標として設定しました。</p>	後期基本計画（素案）への修正等の対応はなし。	危機管理部
3	第1章 大切な命と暮らしを守るまち すすか	5 <p>・「稲生地区の中ノ川・堀切川洪水浸水想定区域（避難対象地域）の見直しについて」は、誤りです。是正して下さい。</p> <p>・目的のところに“不測の事態の時に必要な情報を提供できる・・・”とありますが、至極当然ではありますが、提供情報が誤ってはい、話になりません。</p> <p>計画立案以前に、状況（現況）を把握する力に偏りがあるようです。</p> <p>計画の精緻・見映えよりも状況把握力の研鑽に資源投入を計画されてはいかがでしょうか。</p>	御意見として承ります。 今後の参考とさせていただきます。	後期基本計画（素案）への修正等の対応はなし。	危機管理部

鈴鹿市総合計画2023後期基本計画（素案）に対する意見公募における意見・対応一覧表

No.	意見			後期基本計画（素案）への対応（案）	後期基本計画（素案）への修正対応の有無	担当部局
	類型	素案該当頁	内容			
4	第1章 大切な命と暮らしを守るまち すずか	6	めざすべき都市の状態02について、現状認識の部分で4行目、「毎年のように発生する風水害」について「気候変動の影響による風水害」とした方が良いのではないかと。 行政のミッションの部分で、4行目「南海トラフ地震などの」の部分については特出しで記述しなくてもよいのではないかと。	「気候変動の影響により、毎年のように発生する風水害」に修正いたします。 ミッションにつきましては、今年の3月に内閣府が「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン」を公表しました。このことにより、いわゆる半割れ時等の対策を検討し、計画の見直しが必要であることから特出しして記載しました。	修正対応有り	危機管理部
5	第1章 大切な命と暮らしを守るまち すずか	6, 9	今年全国各地で大規模自然災害に見舞われている。特に、台風19号など甚大な被害をもたらしているものもありましたが、あまり現状認識等に触れていないのはどうでしょうか。 また、このようなことを踏まえて、行政はハザードマップをはじめ、積極的な市民への情報提供の取組を行っていると思いますが、単位施策にその方向性がないのはなぜですか。	災害に関する現状認識については、平時より市民の皆様や市議会等から多くの御意見をいただいております。 また、国や県からの通知・通達や、被災地域派遣職員等から、様々な情報を受け取り、本市に応じた防災対策を推進しているところでございます。 単位施策（9ページ）には、主要な事業を記載させていただいており、また「概要」に記載してある地域防災計画は、本市の防災に関する計画や取組を詳細に記載したものです。この計画につきましては毎年改訂しております。	後期基本計画（素案）への修正等の対応はなし。	危機管理部
6	第1章 大切な命と暮らしを守るまち すずか	8	単位施策0212について、概要の部分で「地域づくり協議会における地区別防災計画の策定」を記述すべきではないかと。 指標について、その上で14件ではなく地域づくり協議会の数に合わせた「28件」にするべきと考える。	概要欄には、地区防災計画や避難所運営マニュアルの策定について、市が支援する旨を記載してあります。この支援の対象は、地域づくり協議会だけに限定するものではありませんので、このような表記にいたしました。 また、成果指標につきましては、全地域づくり協議会での地区別防災計画策定を最終的な目標と想定していますが、作成プロセスの中で職員が関わって進めていく必要があるため、担当職員数等も検討のうえ、現実的に目標とすることができる数値として「14件」といたしました。	後期基本計画（素案）への修正等の対応はなし。	危機管理部
7	第1章 大切な命と暮らしを守るまち すずか	8	地区防災計画や避難所運営マニュアルが作成された件数を目標にされています。 14件で市内全地区が網羅されているのでしょうか。 東南海地震が30年以内に起こると言われている現在、全地区に早期にあってしかるべきと考えます。 地域ごとの災害特性や、人口や年齢構成などの諸条件の正しい情報を質・量とも保有・管理しているのは行政が一番です。 防災計画案や避難所運営マニュアル案を未作成の全地区に行政から地域自治会へ提供する件数とした方がよいと考えます。	成果指標につきましては、全地域づくり協議会での地区別防災計画策定を最終的な目標と想定していますが、作成プロセスの中で職員が関わって進めていく必要があるため、担当職員数等も検討のうえ、現実的に目標とすることができる数値として「14件」といたしました。 地区防災計画は、それぞれの地域特性に沿った計画の策定と、いつ起こるかも知れない自然災害に常に備えている必要がありますので、地域の方々を中心になって策定いただくよう支援してまいります。	後期基本計画（素案）への修正等の対応はなし。	危機管理部
8	第1章 大切な命と暮らしを守るまち すずか	8	地域の防災力向上として、成果を地区防災計画等の作成件数としていますが、今後どのように進めていくのか。 そのためには地域づくりの取組と一緒に進めていく必要があると思いますが、その関係性が概要に触れられていないのはなぜか。	地区防災計画は、地域の方々为主体となって策定していくものとなります。 市は、地域における災害リスク、被害想定などの各種情報や防災についての基本的な考え方などを説明し、地域の方々や協働して防災対策を推進していきたいと考えています。	後期基本計画（素案）への修正等の対応はなし。	危機管理部
9	第1章 大切な命と暮らしを守るまち すずか	9	単位施策0213について、概要部分において「事前復興を念頭に置いた取組の推進」を記述すべきと考える。	事前復興計画については、以前より調査・研究を行っておりますが、現時点では、事前復興計画に関する明確な位置付けがございませんので、記載いたしておりません。	後期基本計画（素案）への修正等の対応はなし。	危機管理部
10	第1章 大切な命と暮らしを守るまち すずか	14	単位施策0311について、高齢者の事故の現状について人身事故件数が指標となっているが、実際は運転時の事故も多く、その数も反映した指標であるべきではないかと。	指標名「高齢者の人身事故件数」には、高齢者が運転時の人身事故も含まれています。	後期基本計画（素案）への修正等の対応はなし。	危機管理部

鈴鹿市総合計画2023後期基本計画（素案）に対する意見公募における意見・対応一覧表

No.	意見		後期基本計画（素案）への対応（案）	後期基本計画（素案）への修正対応の有無	担当部局
	類型	素案該当頁 内容			
11	第1章 大切な命と暮らしを守るまちすずか	15 単位施策0312について、成果指標について前期計画の交通事故総件数から事故死者数に変更した理由は何なのか。	成果指標を変更したのは、単位施策を推進する個別計画「鈴鹿市交通安全計画」で掲げる目標との整合を図ったものです。「鈴鹿市交通安全計画」では、計画期間の目標として、「交通事故死者数を平成32（2020）年度までに4人以下にする」と掲げているため、2020年度以降も同水準を維持することをめざして目標値を設定しています。	後期基本計画（素案）への修正等の対応はなし。	危機管理部
12	第1章 大切な命と暮らしを守るまちすずか	17 単位施策0411について、成果指標について実質前期計画の時と変わっていないがその点についての考え方はどうなっているのか。	犯罪のない安全で安心なまちを実現するため、地域に密着して活動する防犯ボランティア団体の育成を図り、地域社会が一体となった取組が重要であることから、防犯団体結成数（累計）を指標とし、4年間で新たに10団体増やすことをめざして目標値を設定しています。	後期基本計画（素案）への修正等の対応はなし。	危機管理部
13	第2章 子どもの未来を創り豊かな文化を育むまちすずか	21～26 現状認識には多様な子育てニーズへの対応、児童虐待、貧困家庭等への対応の3点を挙げられていますが、課題・ミッション・単位施策のいずれを見ても、子どもの貧困に対する考え方が示されていないのはなぜでしょうか。最近、こどもの貧困対策の法律もできたと思いますが、市が今後取り組んでいくことはないのでしょうか。	行政の使命（ミッション）において、5行目に「すべての子どもが環境にとらわれず」として、貧困等を含む子どもの育つ環境を表していますが、「貧困」という言葉を追記し、より分かりやすい表現に修正します。	修正対応有り	子ども政策部
14	第2章 子どもの未来を創り豊かな文化を育むまちすずか	23 単位施策0511について、前期計画の時点より目標値が大幅増となっている理由が分かりにくいので記述するべき。地域づくり協議会の活動を進めているのに概要の中で地域づくりが文字として入っていないのはなぜか。	目標値増の理由については、公表される目標値設定シートに「考え方・根拠」を示しています。「地域づくり」の文言については「家庭や地域において」という文言に、地域づくり協議会だけでなく、地域での他の活動を含めた意味合いとしています。	後期基本計画（素案）への修正等の対応はなし。	子ども政策部
15	第2章 子どもの未来を創り豊かな文化を育むまちすずか	24 単位施策0512について、概要部分に「義務教育期間における学びの機会を増やす」を追記してはどうか。成果指標について相談支援対応件数であるが、相談支援対応件数については不安解消ということだけではなく相談件数が増えることそのもの自体にも増加理由があるためその点をどう整理しているのか。	児童福祉法における児童は、0歳～18歳となっており、義務教育期間も含まれますが、教育委員会の取組が義務教育期間となっており、重複する部分が多いため、教育委員会の取組に含めています。児童虐待を含め、事案が発生した後の対応だけでなく、事案が発生しないように、また、不安解消に向けた取組が重要であると考えています。啓発情報の発信や研修の充実等をさらに図っていき、気軽に相談に対応できる窓口の周知と、職員スキルの向上を行っていきます。	後期基本計画（素案）への修正等の対応はなし。	子ども政策部
16	第2章 子どもの未来を創り豊かな文化を育むまちすずか	25 単位施策0521について、成果指標について、幼児教育・保育の無償化があることも踏まえると、この指標は適当でないのではと考えられる。むしろ「第一希望の施設に入所できる割合」で考えた方がよいのではないか。	子ども・子育て支援新制度においては、保育所等を利用するに当たり、市町村が利用調整を行った上で、各施設に対して利用の要請を行うこととされているため、いただいた意見の内容を指標とするのではなく、就学前児童総数に対して、教育・保育施設を希望し利用している割合を指標として記載しています。	後期基本計画（素案）への修正等の対応はなし。	子ども政策部
17	第2章 子どもの未来を創り豊かな文化を育むまちすずか	26 単位施策0522について、概要部分について、四つ目「他の既存施設を」という記述があるが、この部分を「学校教室など他の既存施設を」とするべきではないか。成果指標に関連して補足部分で鈴鹿市における支援員の全集全数を記入してはどうかと考える。	学校施設以外との複合化についても、今後、可能性があるため現状の記載とします。成果指標に関しては、2018年度の放課後児童支援員の実数を現状値として記載しています。	後期基本計画（素案）への修正等の対応はなし。	子ども政策部

鈴鹿市総合計画2023後期基本計画（素案）に対する意見公募における意見・対応一覧表

No.	意見		後期基本計画（素案）への対応（案）	後期基本計画（素案）への修正対応の有無	担当部局
	類型	素案該当頁 内容			
18	第2章 子どもの未来を創り豊かな文化を育むまちすすか	27 めざすべき都市の状態6について、現状認識の部分5行目「子どもの学力体力や自己肯定感の向上は依然として」という表現の部分で社会性を抜いたのはどのような理由からなのか。	学力・体力や自己肯定感については、「全国学力・学習状況調査」や「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」を基にした現状での主要課題として取り上げました。 社会性については、これからの教育に求められている主体的・対話的で、深い学びを実践する中で培うとともに、「生きる力」を育む教育を推進することで他人とともに協調し、他人を思いやる心などの豊かな人間性を育てまいりたいと考えています。	後期基本計画（素案）への修正等の対応はなし。	教育委員会事務局
19	第2章 子どもの未来を創り豊かな文化を育むまちすすか	28 単位施策0611について、前期基本計画では概要の四つ目に「主権者の部分」があったがそれを外したのはなぜか。	主権者として求められる能力や態度の育成は、様々な取組を通じて包括的に行う必要があると考えており、単位施策0611のみで限定して捉えないようにしたことからです。 社会参画意識や公共の精神など主権者として求められる能力や態度の育成は、引き続き、取り組んでまいります。	後期基本計画（素案）への修正等の対応はなし。	教育委員会事務局
20	第2章 子どもの未来を創り豊かな文化を育むまちすすか	30 単位施策0612について、前期基本計画にキャリア教育があったがそれを外した理由は何なのか。	社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力の育成の記述が、キャリア教育を進めていくことを示しています。	後期基本計画（素案）への修正等の対応はなし。	教育委員会事務局
21	第2章 子どもの未来を創り豊かな文化を育むまちすすか	31 単位施策0613について、成果指標を変更した根拠が分からない。	豊かな感性を持ち、自立した子どもの育成とする単位施策の見出しや自己肯定感の向上を目指すために、より適切な指標と捉え設定しました。	後期基本計画（素案）への修正等の対応はなし。	教育委員会事務局
22	第2章 子どもの未来を創り豊かな文化を育むまちすすか	33 単位施策0615について、概要の六つ目については0622の内容ではないのか	施策061では、社会を生き抜く子どもの育成を掲げております。 そこで、単位施策0615での概要の6つ目に、不登校傾向を示す児童生徒の社会的自立に向けた支援を位置づけております。 施策062は、主に教育の充実を図るための環境整備を位置づけています。	後期基本計画（素案）への修正等の対応はなし。	教育委員会事務局
23	第2章 子どもの未来を創り豊かな文化を育むまちすすか	33 概要で、いじめや暴力を許さない子どもたちの育成、不登校児童生徒の学校生活への復帰支援を述べている。 交通安全活動支援では、高齢者の事故件数とか交通事故死亡数を指標にしているように、支援の結果が反映される指標、例えば、不登校児童数や、いじめをみかけたことがある件数といったものがあったとしても良いと考えます。 学校が楽しいと感じる生徒数が年度ごとに減少しているのが気がかりです。	不登校児童数や、いじめをみかけたことがある件数については、「0」にすることが最大の目標と考えています。 その目標を実現するためには、子どもたちの自己肯定感を高めていくことが大切と考えており、取組によって子どもたちの変容を捉えることとしました。 自己肯定感の向上は、学校が楽しいと感じる子どもの割合を増加させていくことにもつながると考えています	後期基本計画（素案）への修正等の対応はなし。	教育委員会事務局
24	第2章 子どもの未来を創り豊かな文化を育むまちすすか	34 単位施策062について、施策の概要の部分で2行目から3行の3行目の部分で地域づくり協議会を記述すべきではないのか。 3行目「子どもの教育に責任と役割を果たす教育」について意味が分かりにくい。言葉を整理すべき。	施策の概要では、学校運営の中核となるコミュニティ・スクール（学校運営協議会）の仕組みを明記しています。 「地域」とは、地域づくり協議会をはじめとする地域の関係団体を含めて表しています。 3行目については、「それぞれが子どもの教育に責任と役割を果たす教育環境づくりを推進します。」に変更します。	修正対応有り	教育委員会事務局

鈴鹿市総合計画2023後期基本計画（素案）に対する意見公募における意見・対応一覧表

No.	意見			後期基本計画（素案）への対応（案）	後期基本計画（素案）への修正対応の有無	担当部局
	類型	素案該当頁	内容			
25	第2章 子どもの未来を創り豊かな文化を育むまちすすか	34	<p>単位施策0621について、目的と概要の部分で「地域」とだけ表記されているが地域づくり協議会ではないのか。</p> <p>概要の部分の二つ目と三つ目について、「学校をプラットフォームとする」とする考え方を入れた方がいいのではないのか。</p>	<p>「地域」とは、地域づくり協議会をはじめとする地域の関係団体を含めて「地域」と表しています。</p> <p>学校では、各地域の実態に応じながら、家庭・地域・学校・関係機関などの多様な団体が子どもの教育に携わっていただいています。</p> <p>それぞれが相互に連携し、当事者となり社会総がかりで子どもの教育に取り組む教育環境づくりの推進は、「学校をプラットフォームとする」考え方も含んで捉えています。</p>	後期基本計画（素案）への修正等の対応はなし。	教育委員会事務局
26	第2章 子どもの未来を創り豊かな文化を育むまちすすか	34	<p>公民館でのサークル数の上昇など、生涯学習活動を多く利用する人が増える中、学校の空いている教室（少子化のためクラス数減少あり）を利用していけば、地域づくりにつながる。</p> <p>また、顔見知りになることでの利点も生まれる。</p>	御意見として承ります。 今後の参考とさせていただきます。	後期基本計画（素案）への修正等の対応はなし。	教育委員会事務局
27	第2章 子どもの未来を創り豊かな文化を育むまちすすか	35	<p>単位施策0622について、概要の部分のふたつ目に「予防保全」を追記するべきではないのか。</p> <p>成果指標について「施設に満足している保護者・地域住民の割合」を成果指標にしているが、これは施設への投資を増やすという考えに読み取れる。</p> <p>公共施設等総合管理計画や学校規模適正化事業なども含めた計画などの整合性はどうか。</p> <p>そもそも施設の更新が進めば上がらなければおかしい指標ではないのか。その点についての考えはどのようなものか。</p>	<p>長寿命化に向けては、計画的な維持管理・更新を行い、老朽化対策における予防保全を図って参ります。</p> <p>学校施設の整備に向けては、毎年度予算の適切な有効活用を図るとともに、公共施設等総合管理計画や学校規模適正化事業なども含めた計画などとの整合性を図りながら進めてまいります。</p> <p>成果指標については、限られた財源の中でも快適な学校生活を過ごすための施設整備を着実に進めていく考えを示しています。</p>	後期基本計画（素案）への修正等の対応はなし。	教育委員会事務局
28	第2章 子どもの未来を創り豊かな文化を育むまちすすか	36	<p>単位施策0623について、概要の部分で「様々な主体の協力による探求型地域課題解決型学習の推進」を入れるべきと考える。</p> <p>成果指標について放課後子ども教室の実施を成果指標にするのではなく探求型地域課題解決型学習の実施を成果指標にしてはどうかと考える。</p>	放課後子ども教室も、社会教育における広義の「地域課題解決型学習」と考えられますので、現行どおりの表記といたします。	後期基本計画（素案）への修正等の対応はなし。	文化スポーツ部
29	第2章 子どもの未来を創り豊かな文化を育むまちすすか	37	<p>めざすべき都市の状態07について、現状認識について8行目から9行目にかけて、施設面の考えの中に公民館が入っていないがどうか、その考えは。</p> <p>将来展望を踏まえた課題について、5行目から6行目にかけて、「情報発信と図書館資料においては」の部分があるが、情報蓄積の考えは入っているのかどうか。</p>	<p>公民館施設については、単位施策2422に施設面の考えが記述されています。</p> <p>ここでの情報発信とは、図書館の利用促進につながる事業等を広く広報するためにツイッターなどのソーシャルメディアを活用し効率的に発信することを意味しています。</p> <p>また、図書館サービスを行っていく上で情報蓄積は必要不可欠であると考えております。</p>	後期基本計画（素案）への修正等の対応はなし。	文化スポーツ部
30	第2章 子どもの未来を創り豊かな文化を育むまちすすか	39~40	<p>上記と同様に、文化に子どもたちもふれることが出来る。</p> <p>また、会館にマネジメントや企画する人を置き、平日の有効利用を図るなど、市民がより芸術文化にふれやすい場所づくりをしてほしい。</p> <p>市民会館や文化会館など無料イベントを市が主体となり開催してほしい。</p> <p>会館の利用料が高すぎて、市民が利用しにくい。</p>	御意見として承ります。 より多くの方が文化に触れられるような文化事業及び文化施設のマネジメントを行ってまいります。	後期基本計画（素案）への修正等の対応はなし。	文化スポーツ部
31	第2章 子どもの未来を創り豊かな文化を育むまちすすか	40	<p>単位施策0712について、成果指標について延べ人数での目標値になっているが、受講者の実数で考えるべきではないのか。</p>	市民の主体的な学習活動には、広がりや深まりの2方向があります。同じ人が2講座受講した場合、その方の学習が深まることとなりますので、6講座の延べ受講者数といたします。	後期基本計画（素案）への修正等の対応はなし。	文化スポーツ部

鈴鹿市総合計画2023後期基本計画（素案）に対する意見公募における意見・対応一覧表

No.	意見			後期基本計画（素案）への対応（案）	後期基本計画（素案）への修正対応の有無	担当部局
	類型	素案該当頁	内容			
32	第2章 子どもの未来を創り豊かな文化を育むまちすすか	41	単位施策0713について、ひとつめ「学校・家庭・地域」とあるがここで表す「地域」とは何なのか。明らかにしておくべきではないか。	単位施策0713では、「地域」を0歳～18歳までの子どもたちが関わる地域全体と認識しています。 特定の人々や団体、場所等を指すものではないことから、定義を設けなくても施策の理解に影響はないと考えますので、原案のとおりといたします。	後期基本計画（素案）への修正等の対応はなし。	文化スポーツ部
33	第2章 子どもの未来を創り豊かな文化を育むまちすすか	42	単位施策072について、施策の概要の中3行目「市民文化の向上発展」とあるが、何を指しているのか、どのような内容なのか、具体的な記述をすべき。 施策の概要の中に人材育成の観点が見えないがいいのか。	「市民文化の向上発展」とは、文化財保護法第1条や鈴鹿市文化財保護条例第1条を踏まえたもので、文化財の保護全般を通して培われる文化的向上を想定しております。 具体的な内容については、単位施策0721の概要に記載しております。 人材育成は、平成30年の改正文化財保護法においても重視された観点であり、改正同法で導入された社会状況の変化に応じた取組に含めて考えております。 具体的には、文化財の活用を中心とした単位施策0722における概要の中で担い手の育成を記載しております。	後期基本計画（素案）への修正等の対応はなし。	文化スポーツ部
34	第2章 子どもの未来を創り豊かな文化を育むまちすすか	42	文化財保護の推進 ・佐佐木信綱記念館及び登録有形文化財の3施設について ①特別展、企画展等の開催数が少ない ②活用の仕方、方法の見直し（有料化等） ③自然災害（台風等）に対する保護対策の徹底 ④指定管理者、学芸員等の質的充実等の施策を再度見直しを行い、来館者数の増加とサービスの質的充実をされたい。	①特別展等については、常設展示室の展示替えにより対応しているところです。特別展は年1回、その他の展示替えやスポット展示については、必要に応じて実施しています。今後も、可能な限り、収蔵資料の活用と公開に取り組みます。 ②各施設のスペースに限りがあるため、その活用には限界がありますが、市内及び県内外からの来館者が利用しやすく、リピーターも増えるように、登録有形文化財の適切な公開と活用に努めます。 ③指定管理者において消防訓練を実施するなど、災害の発生に備えた対応能力の強化に取り組んでいます。また、施設点検も定期的に行い、自然災害による物的被害を防ぐよう、指定管理者とも情報共有をしながら施設の適切な日常管理を図ります。 ④指定管理者による施設管理及び展示案内が、今後も円滑に行えるよう、質的充実を図ります。また、担当学芸員の確保を継続し、資料の適切な保存と活用を図ります。	後期基本計画（素案）への修正等の対応はなし。	文化スポーツ部
35	第2章 子どもの未来を創り豊かな文化を育むまちすすか	42	単位施策0721について、伊勢型紙の小本に対する考えは怎么样了のか。	小本は、伊勢型紙技術を支えてきた道具の一つであり、伊勢型紙の意匠の元となるものです。 小本をはじめとする生産・生業に関わる資料については、それらの重要性に応じた、有形民俗文化財として保護措置が講じられる可能性がありますので、引き続き資料の調査及び保存・活用に努めていきたいと考えています。	後期基本計画（素案）への修正等の対応はなし。	文化スポーツ部
36	第2章 子どもの未来を創り豊かな文化を育むまちすすか	44	めざすべき都市の状態08について、現状認識について最終行の部分で、「競技の多様化で施設利用人数が増大している」という視点が必要ではないか。	直近5か年の傾向として、施設の利用人数については、鈴鹿川河川緑地の運動施設を除くと、僅かに減少していますことから、その原因の一つとして考えられる老朽化を記述しています。	後期基本計画（素案）への修正等の対応はなし。	文化スポーツ部
37	第2章 子どもの未来を創り豊かな文化を育むまちすすか	45	単位施策0811について、補足で、対象となる大会を、下に参考ですべて表記すべきと考える。	対象としています「市主催などの各種スポーツ行事」は、市主催のスポーツ行事や大会から学校、地域の行事や大会まで、相当数を対象としておりますことから、現行どおりの表記といたします。	後期基本計画（素案）への修正等の対応はなし。	文化スポーツ部

鈴鹿市総合計画2023後期基本計画（素案）に対する意見公募における意見・対応一覧表

No.	意見			後期基本計画（素案）への対応（案）	後期基本計画（素案）への修正対応の有無	担当部局
	類型	素案該当頁	内容			
38	第2章 子どもの未来を創り豊かな文化を育むまちすすか	45, 46	市のスポーツ施設の維持管理については触れられていませんが、どの単位施策に該当するのでしょうか。	スポーツ施設の維持管理については、単位施策0812に該当します。この単位施策において、施設の維持管理を含む管理運営や施設整備などの取組を進めていきます。	後期基本計画（素案）への修正等の対応はなし。	文化スポーツ部
39	第2章 子どもの未来を創り豊かな文化を育むまちすすか	45, 46	少し前にスポーツの推進計画を見ました。推進施策として8つの取組の方針が示されていますが、後期基本計画には位置づけがされているのでしょうか。大部分は何となく分かる気がしますが、「スポーツを通じた市民の健康づくり」や「子どもの体力・運動能力の向上」に関する方向性があまり示されていないような気がします。大切な取組だと思いますので、できれば分かりやすく記載してほしいです。	単位施策0811では、市民がスポーツへの関心を高め、スポーツ活動に親しみながら、健康的な生活を送る環境を整備することを目的とし、全ての市民が年齢、技術、目的などに応じて、スポーツに親しみ、楽しめる機会を提供することを取組の一つとして挙げています。「スポーツを通じた市民の健康づくり」については、この取組を具現化するため、個別計画「スポーツ推進計画」をもとに計画的に取り組んでいきます。「子どもの体力・運動能力の向上」についても単位施策0811の中で取り組んでいくとともに、教育委員会事務局と連携を図り、単位施策0614「健康への意識を高め、健やかな体を持つ子どもの育成」において運動の日常化などの取組を進めていきます。	後期基本計画（素案）への修正等の対応はなし。	文化スポーツ部
40	第2章 子どもの未来を創り豊かな文化を育むまちすすか	46	単位施策0812について、概要部分で西部地域のスポーツエリアについてスポーツ推進計画と同様の内容を記述しておくべき。スポーツ施設などとなっているが、前期計画に対して、学校体育施設を消しているのはなぜなのか。	後期基本計画の取組概要「地域の活性化に寄与するスポーツ場を提供します。」は、西部地域のスポーツ・レクリエーションエリアの活性化を始めとする本市全域について、また、各地域の学校体育施設開放事業を包括的に含む取組としております。一方、「鈴鹿市スポーツ推進計画」は、後期基本計画の単位施策を具現化するための個別計画であり、後期基本計画において、期間内に推進を図る取組を挙げているため、西部地域のスポーツ・レクリエーションエリアの活性化や学校体育施設の利用促進を記述しています。	後期基本計画（素案）への修正等の対応はなし。	文化スポーツ部
41	第3章 みんなが輝き健康で笑顔があふれるまちすすか	49	めざすべき都市の状態09について、将来展望を踏まえた課題について、最終行の部分でなぜ前期計画に記述されている「さらに介護保険制度～必要があります」を削除したのか。行政の使命について、地域共生社会の実現を見据えた取組を推進しますとあるが、行政の使命の中に、地域づくり協議会に関する記述が見当たらないがそれで良いのか。記述しておくべき。	介護保険は、取組の主体が鈴鹿亀山地区広域連合であり、介護保険事業計画に基づいて運営されていることから削除しましたが、鈴鹿市の高齢者施策にとっても重要な位置付けにあるため、記載し直します。地域づくり協議会に関する記述については、地域包括ケアシステムを強化していく中で、今後、地域づくり協議会が担う役割は大変大きなものであると認識しておりますので、「地域づくり協議会と連携し」という一文を追加いたします。	修正対応有り	健康福祉部
42	第3章 みんなが輝き健康で笑顔があふれるまちすすか	50	単位施策0911について、概要の中で介護保険が触れられていないが、広域連合のことと削除しているのか、その意図は。成果指標について、高齢者の在宅生活を支えるための事業利用者数が挙げられているが、そもそも高齢者の母数が増えるで、この指標を妥当と考えた根拠は何なのか。	介護保険は、取組の主体が鈴鹿亀山地区広域連合であり、介護保険事業計画に基づいて運営されていますが、鈴鹿市の高齢者施策にとっても重要な位置付けにあるため、記載します。成果指標については、御指摘のとおり高齢者の母数が増加することにより一定の伸びは想定されますが、それを確実に制度として結びつけることが大事であり、それには市民への周知に加え、ケアマネジャーや地域づくり協議会等の地域の関係者、地域包括支援センター等様々に関連する者の連携が欠かせないものとなっております。その取組が地域包括ケアシステムの強化につながるものと考え設定しているものです。	修正対応有り	健康福祉部

鈴鹿市総合計画2023後期基本計画（素案）に対する意見公募における意見・対応一覧表

No.	意見			後期基本計画（素案）への対応（案）	後期基本計画（素案）への修正対応の有無	担当部局
	類型	素案該当頁	内容			
43	第3章 みんなが輝き健康で笑顔が あられるまち すす すか	50	超高齢化社会がますます進展する中で、 高齢者福祉の取組の重要性は更に増してい くと思いますが、単位施策の目的や概要か らは、取り組まれる内容が良く分かりませ ん。 これから何を、どのように取り組まれる のかももう少し分かるように表現してほしい です。	具体的高齢者福祉の取組につきましては は、個別計画である「鈴鹿市高齢者福祉計 画」に詳細に記載しています。 なお、「鈴鹿市高齢者福祉計画」の次期 計画は2021年3月に策定の予定です。	後期基本計画（素 案）への修正等の対 応はなし。	健康福祉部
44	第3章 みんなが輝き健康で笑顔が あられるまち すす すか	50, 51	予防も含めて介護保険事業をこれからど うやって維持していくのか市民にとっては とても重要な関心事です。 介護予防事業は少し触れられています が、この他に市が取り組んでいることはな いのでしょうか。	介護保険事業は、運営主体が鈴鹿亀山地区 広域連合であり、市として他に取り組んで いる事業は、事業所やNPOに委託した介護 予防教室や、リハビリ専門職等の講師が、 サロン等で介護予防に関する出前講座を行 うといったことがあります。 市が行う事業の主なものは、単位施策 0911及び0912の概要部分で述べてお り、「鈴鹿市高齢者福祉計画」においても 詳細に記載しております。 介護保険事業の維持につきましては、目 指すべき都市の状態09の「将来展望を踏ま えた課題」の中で述べるよう修正します。	修正対応有り	健康福祉部
45	第3章 みんなが輝き健康で笑顔が あられるまち すす すか	51	取組は「地域包括ケアシステムの推進」 ですが、成果指標はなぜ「ふれあいいき いきサロン」の数なのでしょうか。 確かに、住民が交流する場ではあると思 いますが、目的に書いてある「地域住民が 支え合う仕組み」がサロンなのでしょうか。	49ページにある「成果指標1」-「65歳 以上の高齢者のうち、地域の活動に参加し ている市民の割合」を目標値に近づけるた めには、高齢者の身近な地域に、気軽に集 える場があることが大切です。 「ふれあいいきいきサロン」を増やして いくことで、高齢者の閉じこもりを防ぎ、 健康・いきがいつくりにもつながります。 また、サロンのリーダーは地域の担い手 であることから、目的に記載した「地域住 民主体の支え合う仕組みの構築」に、つな がるものと考えます。	後期基本計画（素 案）への修正等の対 応はなし。	健康福祉部
46	第3章 みんなが輝き健康で笑顔が あられるまち すす すか	53	単位施策1011について、成果指標の変 更は目的達成ということなのか。	前期の成果指標は、指定特定相談支援事 業所数としていましたが、国の方針による 指定特定相談支援事業所の規模拡大等 によって、相談支援体制の強化を図る方向 に変更され、事業所数では相談支援体制の 充実度が測れなくなったため、成果指標の 変更を行いました。	後期基本計画（素 案）への修正等の対 応はなし。	健康福祉部
47	第3章 みんなが輝き健康で笑顔が あられるまち すす すか	53	鈴鹿市は障がい者を支援するための取組 を多く行っていると思います。 ただし、単位施策の概要からはあまり中 身が伝わってこない気がします。 放課後デイサービスや療育センターなど の取組はどこに位置付けてあるのでしょうか。	「放課後等デイサービス」や「療育セン ター」は、障がい福祉サービスの1種類で あり、「単位施策1011：障がい者福祉 の推進」に位置付けられています。 基本計画では、個々の福祉サービスを 「障がい福祉サービス」と大きくまとめて いるため、具体的なサービス内容につい ては触れていません。 個々の福祉サービスの提供状況につい ては、単位施策を推進する個別計画のすす かハートフルプランに定めております。 また、子育て支援分野として、「単位施 策0512：ライフステージに応じた適切 な支援の実施」で、子どもと子育て世代の ライフステージに応じた支援を行うことも 掲げております。	後期基本計画（素 案）への修正等の対 応はなし。	健康福祉部

鈴鹿市総合計画2023後期基本計画（素案）に対する意見公募における意見・対応一覧表

No.	意見			後期基本計画（素案）への対応（案）	後期基本計画（素案）への修正対応の有無	担当部局
	類型	素案該当頁	内容			
48	第3章 みんなが輝き健康で笑顔があふれるまち すすか	54	単位施策1012について、成果指標についてKPIの②、「ハローワーク鈴鹿管内の障害者雇用率」の方が、成果指標としてふさわしいと考える。	前期の成果指標は、グループホームなどにおいて、地域で暮らす障がい者数（累計）としていましたが、単位施策の目的である、障がい者が地域社会に参加しやすい状況や、生きがいを持って暮らす社会状況を整備することを達成するためには、さらに障がい者の多様な就労先を確保し、障がい者の適正に応じた就労を促進する必要があります。 そのため、「就労マルシェでの就職面接会においての内定者数（累計）」を後期の成果指標とすることで、めざすべき都市の状態10の成果指標2「障害者雇用率制度対象事業主のうち、障がい者を1人以上雇用している企業の割合」につながると考えます。	後期基本計画（素案）への修正等の対応はなし。	健康福祉部
49	第3章 みんなが輝き健康で笑顔があふれるまち すすか	57	単位施策1111について、前期計画における成果指標では目標値と現状値についての差が誤差範囲と考えるが、今回の成果指標で、800人増やした理由は何なのか。	成果指標の「一次・二次救急医療機関の受入れ患者数」につきまして、前期計画の成果指標の現状値では22,333人、目標値では22,400人としておりました。 具体的な計算方法といたしましては、過去6年度（2013～2018年度）の一次・二次救急医療機関の各年の救急受入れ患者数総数及び応急診療所の患者総数の変化から、各年度間の各々の増減変化率を求め、それらの平均値を各々の医療機関の2018年度数値に掛けることによって今後5年度の予測値を計算し、2023年度の目標値を23,000人と設定しました。 増加要因としては受入れ数の大きい二次救急（中央病院、回生病院）において、受入れ患者数が増加傾向にあることから、総数においても増加するものと想定されます。	後期基本計画（素案）への修正等の対応はなし。	健康福祉部
50	第3章 みんなが輝き健康で笑顔があふれるまち すすか	57, 61, 62	これから高齢者が増えていくと、医療費などが増える一方になるため、医療費の伸びを抑える取組が本当に重要になると思います。 市民が積極的に健康づくりを心掛けるために、これからどのように取組を進めていくのでしょうか。	市民の自主的かつ積極的な健康づくりへの取組の強化を図るため、健康マイレージ事業を実施します。 また、市民が健康への関心を高められるよう、健康教室、相談、指導事業の充実を図ります。 さらに、健康診査や検診の受診率向上に取り組み、疾病の早期発見や早期治療につなげることで、医療費の増加抑制を図ります。	後期基本計画（素案）への修正等の対応はなし。	健康福祉部
51	第3章 みんなが輝き健康で笑顔があふれるまち すすか	59	単位施策1113について、概要の部分に「レセプトデータの活用に取り組み」を追記した方が良い	一つ目の中点を「・医療費の増加抑制を図るため、特定健康診査・特定保健指導、人間（脳）ドック、ジェネリック医薬品の利用勧奨、レセプトデータを活用した生活習慣病予防の取組などを実施します。」に修正します。	修正対応有り	健康福祉部
52	第3章 みんなが輝き健康で笑顔があふれるまち すすか	59	国民健康保険と後期高齢者医療について書かれていますが、国民年金がないのはなぜでしょうか。	単位施策1113は、国民健康保険などの医療制度の運営についてであり、国民年金については、「単位施策1222：生活保障の確保」の生活支援事業に含まれます。	後期基本計画（素案）への修正等の対応はなし。	健康福祉部
53	第3章 みんなが輝き健康で笑顔があふれるまち すすか	60	現状認識やミッションに、「8050問題」や「地域共生社会の実現」などの重要なキーワードが書かれています。 しかし、その後の単位施策には、これらに対する取組を進めていくことが書かれていないような気がしますが、市が取り組むこととしては具体的にないのでしょうか。	施策122にある単位施策1221の概要で、多様化する福祉ニーズに対応できるように、必要なネットワークづくりなど支援体制の整備を推進することを明記させていただいており、地域福祉計画等、関係する個別計画と連動して具体的な取組を進めてまいります。	後期基本計画（素案）への修正等の対応はなし。	健康福祉部

鈴鹿市総合計画2023後期基本計画（素案）に対する意見公募における意見・対応一覧表

No.	意見		後期基本計画（素案）への対応（案）	後期基本計画（素案）への修正対応の有無	担当部局
	類型	素案該当頁 内容			
54	第3章 みんなが輝き健康で笑顔があふれるまちすずか	62 単位施策1212について、成果指標に関して、前期計画に対して指標名の変更があったからか、現状値も目標値についてもかなり少なくなっているが、この考えはなぜなのかその部分に分かるようにすべき。	前期の成果指標の「健康診査・検診・予防接種の受診者数」から、後期の成果指標につきましては、「各種がん検診、結核検診、妊婦乳幼児健康診査、特定健康診査の受診者数」として、健康寿命の延伸につながる様々な取組の中で、その効果が高いと思われる検診と子育て支援に関する健診に変更しました。 このことから、個別指標設定の理由の欄における「健康診査などの受診者数が増加することにより、疾病の早期発見・予防効果が高まり、健康寿命の延伸につながるため。」を「各種がん検診、結核検診、特定健康診査の受診者数が増加することにより、疾病の早期発見・予防効果が高まり、健康寿命の延伸につながるため。また、子育て支援のための妊婦乳幼児健診の受診者数が増加することにより、妊婦及び乳幼児の疾病の早期発見につながるため。」と修正いたします。	修正対応有り	健康福祉部
55	第3章 みんなが輝き健康で笑顔があふれるまちすずか	63 単位施策1221について、概要部分において「地域を構成する市民、団体、事業者、関係機関などが」という表記があるが、地域づくり協議会が入っていないのはなぜか。 成果指標について「地域づくり協議会における支え合いの仕組みの設立数」を当ててはどうか。	単位施策1221の概要について「地域づくり協議会を中心として、市民、団体、事業者、市・関係機関などが」に修正します。 成果指標は、目標設定シートに記載のとおり地域福祉の推進をその趣旨から単一の数値指標で成果測定することが困難なため代替指標を設定しています。	修正対応有り	健康福祉部
56	第3章 みんなが輝き健康で笑顔があふれるまちすずか	63 地域福祉の推進はとても大切なことだと思いますが、高齢者福祉同様、これから取り組まれる内容が良く分かりません。 特に、単位施策の目的、概要のいずれを見ても同じように「地域福祉を推進します」となっており、何をめざして、どういうことに取り組まれるのかが分かるように記載してほしいです。	施策・単位施策の概要で、多様化する福祉ニーズに対応できるように、必要なネットワークづくりなど支援体制の整備を推進することを明記させていただいており、地域福祉計画等、関係する個別計画と連動して具体的な取組を進めてまいります。	後期基本計画（素案）への修正等の対応はなし。	健康福祉部
57	第4章 自然と共生し快適な生活環境をつくるまちすずか	67 めざすべき都市の状態13について、行政の使命の中、家庭系ごみの食品ロス削減の記述があるが、「学校給食における食品ロス削減」も記述すべきではないか。	御意見をいただきました「学校給食における食品ロス削減」につきましても推進すべき事項と認識しています。 食品ロスの削減に関しては多様な主体の様々な取組が必要となることから、家庭系ごみに限定しない記述に修正します。 （「家庭系ごみの」を削除する。）	修正対応有り	環境部
58	第4章 自然と共生し快適な生活環境をつくるまちすずか	69 単位施策1312の再生エネルギーについて、太陽光発電についてを指標にしているが、風力発電、小水力発電などのような再生エネルギーのあり方も想定されるので、それらを含めた考えにするべきではないか。	再生可能エネルギーの普及促進には、風力発電や小水力発電なども含めて取り組んでいるところですが、成果指標としましては、個人でも導入が容易で認知度も高い太陽光発電設備の導入件数といたしました。	後期基本計画（素案）への修正等の対応はなし。	環境部
59	第4章 自然と共生し快適な生活環境をつくるまちすずか	74 めざすべき都市の状態16について、将来展望を踏まえた課題と行政の使命について、それぞれ徒歩での移動という観点も加えておくべきではないか。 将来展望であれば、身近な地域で徒歩で十分に暮らせるという観点も必要と考えるし、行政の使命では、「徒歩で暮らす都市の整備」という観点も必要と考えるため。	めざすべき都市の状態16の将来展望を踏まえた課題と行政の使命の中で記載のある「移動しやすい空間」や「移動空間」の中には、「徒歩での移動」の観点も含まれています。	後期基本計画（素案）への修正等の対応はなし。	土木部

鈴鹿市総合計画2023後期基本計画（素案）に対する意見公募における意見・対応一覧表

No.	意見			後期基本計画（素案）への対応（案）	後期基本計画（素案）への修正対応の有無	担当部局
	類型	素案該当頁	内容			
60	第4章 自然と共生し快適な生活環境をつくるまちすずか	76~80	高齢化と共に若者の視力低下（パソコンやゲーム等）に伴い、道路案内がハッキリしたのではないと判断しずらくなってしまふ。 道路の白線や右折車線、標識等（例：23Rからサーキット道路を通りイオンモールまで行く時、どの車線を走ったら良いのか分からず渋滞になっている）しっかり運転車や歩行者に解かるようハッキリとした道路標示をしてほしい。事故の少ないまちにしてほしい。	市道の外側線・センターライン（白破線）及び交差点クロスマーク等の設置、運用に関しては、鈴鹿市の所管となります。 市道の延長が約1,800km以上あり、限られた予算の中で様々な交通安全対策を行っており、当該箇所を含め、年次的に事業を推進してまいります。	後期基本計画（素案）への修正等の対応はなし。	危機管理部
61	第4章 自然と共生し快適な生活環境をつくるまちすずか	80	単施設策1623について、成果指標についてコミュニティバスの年間利用者数が設定されているが、コミュニティバスの利用者数ではなく、将来的な観点から考えれば、住民が主体となった地域の足、公共交通を設立するという考え方もあるのではないかと。 そちらの方を推進していく方が、将来的な課題から考えて妥当な指標となるのではないかと考える。	本市の公共交通政策において、交通事業者と協力して、既存の公共交通機関の維持・見直しを行い、市民の移動手段を確保していくことを最も重要と認識しています。 よって、本市が事業主体となって運行するコミュニティバスの利用者数の増加は、市民の利便性向上につながることから、成果指標として適当であると考えます。 しかしながら、地域主体型の交通は、公共交通の補助的な役割を担い、今後益々重要になってくる交通手段の一つでありますことから、市民意識の醸成を図りながら、進めていきたいと考えています。	後期基本計画（素案）への修正等の対応はなし。	都市整備部
62	第4章 自然と共生し快適な生活環境をつくるまちすずか	81	目指すべき都市の状態17について、現状認識の中、「市街地の空洞化」とあるが国土交通省においてもスポンジ化という表現があるため、「市街地の空洞化とスポンジ化」と併記した方が良いと考える。	「都市において空き地・空き家が時間的・位置的にランダムに発生する現象」を意味する「都市のスポンジ化」という表現は、近年、国土交通省において使用されていますが、用語の浸透にもう少し時間を要するかと考え、「市街地の空洞化」という表現に止めていました。 しかし、「市街地の空洞化」も包含し、現状をよりの確に示す「都市のスポンジ化」という表現に変更いたします。	修正対応有り	都市整備部
63	第4章 自然と共生し快適な生活環境をつくるまちすずか	82	稲生新川拡幅工事は、P82に入っているとの返事（11/8夜）でしたが、詳細が読み取れません。できれば現地にて説明会を、定期（3~4年？）を開催して頂ければと思います。そうでないと、普段からの相互コミュニケーションを行わないと理解（P82計画）できません。 文中にある（P82）総合雨水対策基本計画や、重点地区A、B・・・将来見通し、費用対効果等を皆んな（市民+行政）で（協働7条）、互いの立場の違いを認め合う（まちづくりの視点4条4）ことを実践を通じて確認できればと考えます。 ※当然、多様な住民の反応（声）があろうかと思いますが、複数の選択肢をこれからはあり得ると見えています。~まちづくり、地域づくりの視点から~	準用河川稲生新川につきましては、河川の流下能力を向上させ、浸水被害を軽減する為、河川改修事業を進めています。 しかしながら、事業期間が長期に亘ることから、関係地域の方々には、大変長くお待ちいただいている状況です。 御意見を頂きました説明会につきましては、事業に直接関係される方々との調整が整い次第、定期的にまちづくり協議会及び自治会等への説明会を実施して、地域と行政の情報共有を図りながら事業を進めたいと考えています。	後期基本計画（素案）への修正等の対応はなし。	土木部
64	第4章 自然と共生し快適な生活環境をつくるまちすずか	86	単施設策1715について、前期の達成度と合わせて目標値の妥当性をもっと分かりやすくした方が良いのではないかと。	前期の成果指標である「老朽管更新率」は、30年以上経過の全管路が対象であって、2018年度末の目標値である46%に対して、実績値は42.4%です。 2018年度に策定した「鈴鹿市上下水道事業経営戦略」では、南海トラフ地震等の大規模地震発生に備えるため、投資目標の1つとして「基幹管路の耐震化率」を採用しています。 同戦略に基づき施設の耐震化を着実に進めることが重要であり、事業優先をより考慮して、前期の指標「老朽管更新率」から、後期の指標は「基幹管路の耐震化率」に変更しました。	後期基本計画（素案）への修正等の対応はなし。	上下水道局

鈴鹿市総合計画2023後期基本計画（素案）に対する意見公募における意見・対応一覧表

No.	意見			後期基本計画（素案）への対応（案）	後期基本計画（素案）への修正対応の有無	担当部局
	類型	素案該当頁	内容			
65	第5章 活力ある産業が育ちにぎわいと交流が生まれるまち すずか	92	めざすべき都市の状態18の、将来展望を踏まえた課題について、第四次産業革命といわれる動きについての記述がないが、その点の考え方はどうなっているのか。 ものづくりの産業の中では大きな動きであるので、記述すべきと考える。また地域内での創業・起業を増やす観点もあるのではないか。	第四次産業革命は、ものづくり産業だけではなく、全産業にとって大きな動きであるという認識です。 その社会変動のなかで、どのように企業誘致等を進め、多様な産業構造の構築や、産業集積を図るかが課題だと考えています。 創業・起業に向けた支援については、単位施策2011「事業者の経営健全化促進」の中で取り組んでいきます。	後期基本計画（素案）への修正等の対応はなし。	産業振興部
66	第5章 活力ある産業が育ちにぎわいと交流が生まれるまち すずか	93	単位施策1811について、単位施策名について「企業誘致の推進」を「企業誘致と創業・起業の推進」と変えるべき。 概要について、「市内における新規創業企業の増加を図る」を加えるべきと考える。もしくは前期の単位施策2111にあった「創業や起業に向けた支援」を記述すべき。	創業・起業に向けた支援については、単位施策2011「事業者の経営健全化促進」の中で取り組んでいきます。	後期基本計画（素案）への修正等の対応はなし。	産業振興部
67	第5章 活力ある産業が育ちにぎわいと交流が生まれるまち すずか	95	単位施策1822について、前期計画においては「工事の発注、物品の調達などで中小企業者の受注を推進する」とあったが、後期計画において削除したのはどういう理由からか。	単位施策での取組の実施状況を考慮して単位施策1822からは削除しました。 工事、物品の発注、調達については、入札及び調達の方針として公共工事、物品購入、業務委託等の中小企業者を主にした市内調達の拡充に努めています。	後期基本計画（素案）への修正等の対応はなし。	産業振興部
68	第5章 活力ある産業が育ちにぎわいと交流が生まれるまち すずか	96	単位施策1823について、次世代自動車について、燃料電池を重点的に置いているが、現在の潮流は電気自動車を始めとした形になっているのではないか。 そう考えた時に燃料電池車だけではなく、概要の部分で「電気自動車」も明確に記述しておく方が良いのではないか。 成果指標について、単位施策の目的から考えると、教室などへの参加者数を指標にするのではなく、「市内における次世代自動車の導入数」を設定するべきではないのか。 その際に燃料電池車と電気自動車を指標にしたらかと考える。	御意見のとおり、現状で電気自動車については、燃料電池自動車と比べ、保有台数も認知度も高いと認識していますが、電気自動車についても次世代自動車として包括的にとらえています。 水素社会への取組については、前期基本計画からの事業の継続性もあり、水素の安全性や水素利用の意義と可能性を社会全体で共有する（社会的受容性の向上）必要があると考え、市役所に設置した水素ステーションと公用車であるFCVを活用して、水素社会に向けた取組（水素教室など）を実施し、その参加者数を指標としました。	後期基本計画（素案）への修正等の対応はなし。	産業振興部
69	第5章 活力ある産業が育ちにぎわいと交流が生まれるまち すずか	97	19について、行政の使命の部分に「学校給食との連携」という表現を追記すべきと考える。	「学校給食などを通じた食育の推進を図り」を追記します。	修正対応有り	産業振興部
70	第5章 活力ある産業が育ちにぎわいと交流が生まれるまち すずか	98	単位施策1911について、概要部分に「学校給食と一次産品生産との連携」を記述するべきではないか。	概要2項目に、学校給食への食材提供を、生産者及び生産者団体と連携の下、推進する旨、記載しています。	後期基本計画（素案）への修正等の対応はなし。	産業振興部
71	第5章 活力ある産業が育ちにぎわいと交流が生まれるまち すずか	99	単位施策1912について、前期計画の2015年における現状値が目標値となっているが、その点についての考えはどうか。 前期計画が未達成ということであればその点についての改善を盛り込むべきではないか。	鈴鹿市総合計画2023後期基本計画（素案）単位施策成果指標の目標値設定シート内目標値設定の根拠・考え方に記載しており、高齢化により認定の更新を行わない農業者が増加傾向にあり、認定農業者数は減少しているため、2015年度現状値を目標値として設定しました。改善策につきましては、鈴鹿市地産地消推進計画に具体的な取り組事項を定め、新たな認定農業者の確保及び既存認定農業者の維持に努めます。	後期基本計画（素案）への修正等の対応はなし。	産業振興部

鈴鹿市総合計画2023後期基本計画（素案）に対する意見公募における意見・対応一覧表

No.	意見			後期基本計画（素案）への対応（案）	後期基本計画（素案）への修正対応の有無	担当部局
	類型	素案該当頁	内容			
72	第5章 活力ある産業が育ちにぎわいと交流が生まれるまち すずか	100	<p>単位施策1913について、目的の部分において「一次産品加工業者」も合わせて記述すべきではないか。</p> <p>概要部分について、特に漁業などにおいては厳しい経営環境などもあるので業種転換などもこの部分において考えに入れておくべきではないか。</p>	<p>目的の中の「農林漁業者」は、農林漁業の生産、漁獲を行っている加工、販売業者も含まれています（※加工、販売業のみ行う業者は含まれません。）。</p> <p>農林漁業者への経営支援が施策であるため、農林漁業以外に業種転換する方への施策は含まれていません。</p>	後期基本計画（素案）への修正等の対応はなし。	産業振興部
73	第5章 活力ある産業が育ちにぎわいと交流が生まれるまち すずか	105	<p>単位施策2011について、成果指標について指標を「商工会議所に加盟している事業者数」とおいているが、商工会議所の活性化が市の事業なのか、この成果指標ではそのように読めるため不適当と考える。</p> <p>商工会議所に加盟していない小業者数も含めるべきであって、「商業統計などに現れる数」を成果指標とするべきである。</p> <p>また、前期計画2013「消費者保護の推進」をこの内容に統合しているのはどういう意図からなのか。</p>	<p>商工会議所は、地域の商工業の総合的な改善発達を図るとともに、社会一般の福祉の増進に資することを目的としている地域経済を支える経済団体であり、鈴鹿商工会議所と連携を図りながら取組を進めることによって、市内の商工業者の経営健全化や消費活動の更なる活性化へとつながると考えられています。</p> <p>成果指標につきましては、前期基本計画においても「商工会議所に加盟する事業者数」を設定しており、前期計画期間との継続性を測る意味もあって同様に設定しました。</p> <p>消費者保護の推進につきましては、概要のとおり、市内事業者等の消費者保護に対する意識の向上を図っていくことで、消費者が安心して買い物ができる商店が増えて、結果として事業者の経営健全化につながるという事業者側からの視点で考え統合しました。</p>	後期基本計画（素案）への修正等の対応はなし。	産業振興部
74	第5章 活力ある産業が育ちにぎわいと交流が生まれるまち すずか	105	<p>単位施策が事業者への支援の取組であるのに、市民の消費生活に関するものが一緒になっていることに違和感があります。</p> <p>本来、目的が異なるものではないでしょうか。</p>	<p>消費者保護の推進につきましては、概要のとおり、市内事業者等の消費者保護に対する意識の向上を図っていくことで、消費者が安心して買い物ができる商店が増えて、結果として事業者の経営健全化につながるという事業者側からの視点で考えました。</p>	後期基本計画（素案）への修正等の対応はなし。	産業振興部
75	第5章 活力ある産業が育ちにぎわいと交流が生まれるまち すずか	106	<p>めざすべき都市の状態21について、将来展望を踏まえた課題の中に「市内における労働者の待遇改善」を記述すべき。</p>	<p>「労働者の待遇改善」については、将来展望を踏まえた課題の中で、勤労者の「雇用環境の整備」としてはありますが、分かりやすく「勤労者の雇用環境の整備に向けた支援」と修正します。</p> <p>また、行政の使命（ミッション）についても労働者全体の雇用環境整備に向けたミッションとするため、「求職者の求める」を「勤労者の」に修正します。</p>	修正対応有り	産業振興部
76	第5章 活力ある産業が育ちにぎわいと交流が生まれるまち すずか	109	<p>めざすべき都市の状態22について、12行目のところに「観光需要の高まりやインバウンドの増加など」とあるが、この文脈の中では別の話をひとつにしているように読みとれるため、分離して記述すべきではないか。</p> <p>また、インバウンドについて、日常的に使われる表現とはなっているが、やはり日本語表現にして分かりやすくしておくべきと考える。</p>	<p>「インバウンドの増加や、働き方改革の進展による余暇時間の過ごし方の多様化などにより、近年の観光を取り巻く状況には変化が見られます。」に修正します。</p> <p>「インバウンド」については、P.110に注釈を記載しています。</p>	修正対応有り	産業振興部

鈴鹿市総合計画2023後期基本計画（素案）に対する意見公募における意見・対応一覧表

No.	意見			後期基本計画（素案）への対応（案）	後期基本計画（素案）への修正対応の有無	担当部局
	類型	素案該当頁	内容			
77	第5章 活力ある産業が育ちにぎわいと交流が生まれるまち すずか	109~113	観光振興方針の4ページには、市の総合計画との関係性が示していただいております。 そこには、関係する施策や単位施策といったものが書かれていますが、一方の総合計画の該当するページを見ると、それらの内容がどこにかいてあるのかよく分かりません。 モータースポーツやインバウンドについては触れられていますが、広域観光などのその他の方針については総合計画に位置付けてあるのでしょうか。	単位施策2212の観光などによる集客・交流の促進の概要に、広域観光や産業観光・スポーツツーリズムなどを記載します。	修正対応有り	産業振興部
78	第5章 活力ある産業が育ちにぎわいと交流が生まれるまち すずか	112	単位施策2212について、別の内容を一つの文章にしているが、「地元のイベントや地域物産資源素材などへの情報発信を推進」、「海外からの観光客への環境整備」、「市内における観光客の滞在性、周遊性の向上を図る」、とそれぞれ分割して表現するべきではないか。	御意見のとおり、分割し表現を修正します。	修正対応有り	産業振興部
79	第5章 活力ある産業が育ちにぎわいと交流が生まれるまち すずか	112	観光のかたちが変わってきている中、三重県内にもいくつかのフィルムコミッションがありますが、鈴鹿市もそのホームページをつくり、観光の場を世界に広めていくことで、映画などの撮影場所となり集客が望めると考える。	集客力のある施策を講じることは観光レクリエーション入込客の増加につながるものと考えますので、実行計画（事務事業）での参考とします。	後期基本計画（素案）への修正等の対応はなし。	産業振興部
80	第5章 活力ある産業が育ちにぎわいと交流が生まれるまち すずか	113	単位施策2213について、成果指標について指標名が「モータースポーツイベント、F1、8耐及びモータースポーツファン感謝デー」となっているが、現在の流れから考えれば、10時間耐久も入れておくべきではないのか。 またF1開催が未定の部分があるのであれば、8耐、10時間、ファン感謝デーの三つを、指標の数値に採用すれば良いのではないか。	10時間耐久レースについては、レース創設後2年の新しいレースであり、指標の前期計画との整合性及び継続性の観点から、今回の指標数値としては採用しませんでした。 また、2022年以降のF1開催は未定であるものの、本市のモータースポーツの中心的イベントであることを考慮し、今回の指標数値として採用しました。	後期基本計画（素案）への修正等の対応はなし。	産業振興部
81	第6章 市民力、行政力の向上のために	118	単位施策2311について、概要部分で「子どもの権利条約に沿って子どもの権利を守る」と記述するべき。	単位施策2311では、全ての人々が尊重される社会をめざすことを目的としており、市政のあらゆる分野において、人権尊重を基本とした各施策を遂行しているため、特化した記述はいたしません。	後期基本計画（素案）への修正等の対応はなし。	地域振興部
82	第6章 市民力、行政力の向上のために	118~119	単位施策の目的に、目的（何のためにということ）が書いてありません。すべて行政が取り組むことが書いてあるだけではないでしょうか。	原案のとおりとします。 素案118ページの単位施策2311の「目的」及び素案119ページの単位施策2312の「目的」は、それぞれ施策231「平等で平和な社会の実現」のための目的として表記しています。	後期基本計画（素案）への修正等の対応はなし。	地域振興部
83	第6章 市民力、行政力の向上のために	119	単位施策2312について、目的部分で「また児童に健全な遊びを提供し、健康を増進するとともに、情操を豊かにし、児童一人ひとりの人権意識を育みます」とあるが、これは鈴鹿市のすべての子どもに行うべきことではないのか。 この部分が他の所では見られないことは課題と考える。	原案のとおりとします。 市政のあらゆる分野において、人権尊重を基本とした各施策を遂行している中で、一ノ宮市民館、一ノ宮団地隣保館、玉垣会館の3隣保館及び一ノ宮団地児童センター、玉垣児童センターの2児童センターにおいては、特に人権啓発の拠点としての表現としています。	後期基本計画（素案）への修正等の対応はなし。	地域振興部

鈴鹿市総合計画2023後期基本計画（素案）に対する意見公募における意見・対応一覧表

No.	意見			後期基本計画（素案）への対応（案）	後期基本計画（素案）への修正対応の有無	担当部局
	類型	素案該当頁	内容			
84	第6章 市民力、行政力の向上のために	121	<p>単位施策2322について、女性の活躍がうたわれることに異議を言うものではないが、この部分で表現されている「女性」について補足の部分で説明を補っておくべきと考える。</p> <p>肉体は男性でも心は女性の場合、鈴鹿市はどう考えるのか示すべきと考える。</p>	<p>女性活躍推進事業での「女性」とは、働く場面で活躍したいと希望を持つすべての女性のことであり、性的マイノリティについては、本事業から排除するものではないが、別の課題として認識しています。</p>	後期基本計画（素案）への修正等の対応はなし。	地域振興部
85	第6章 市民力、行政力の向上のために	123	<p>めざすべき都市の状態24について、将来展望を踏まえた課題の部分で、コミュニティスクールや地域共生社会、災害への対応といった視点が読み取れないので記述をしておくべきではないか。</p>	<p>地域の実情により課題は多種多様であるとともに、地域づくりは地域住民自らが課題等を見出し行動することが重要な観点であるため、限定的な課題等の捉え方につながる表現はしていません。</p>	後期基本計画（素案）への修正等の対応はなし。	地域振興部
86	第6章 市民力、行政力の向上のために	126	<p>単位施策2412について、概要部分で「拠点となるまちづくりセンターの整備を図り」とあるが、施設整備ありきの表現に読み取れる。</p> <p>行政が直営で行うのであれば行政の仕事を増やすということになり内容は妥当と考えられない。</p> <p>東京都文京区が行なっているフミコムのような仕組みを作るのであれば納得できるので、仕組みの整備も記述すべき。</p>	<p>ここで掲げる拠点は、フミコムの事例にある機能をもったものを想定しています。</p> <p>「どっとフミコム」のような情報発信については本市ホームページ内の「すずか市民活動情報広場」で一部対応していますが、「地域連携ステーション フミコム」のような拠点機能がなく整備が必要と考えているため、当該表現となっています。</p> <p>「整備」は将来的に公設民営を目標としていますが、市内市民活動団体等の活動の状況も鑑み、段階的な方針と考えています。</p> <p>※「フミコム」・・・東京都文京区社会福祉協議会が設置。区や地域住民・ボランティア・NPO・企業・大学等と連携して、新たなつながりを創出し、地域の活性化や地域課題の解決を図っていくための協働の拠点。（引用：フミコムホームページ）</p>	後期基本計画（素案）への修正等の対応はなし。	地域振興部
87	第6章 市民力、行政力の向上のために	128	<p>単位施策2421について、成果指標を「地域計画に基づき新たな事業に取り組む地域づくり協議会の数」としているが、この指標では鈴鹿市内の全域を考えた時に住民負担が大きくなるかと考える。</p> <p>行政が指標とすべきことは、概要部分にある活動拠点の整備に置くべきではないか。</p> <p>また、市内各地において活動拠点だけではなく人的支援、財政的支援、住民要望の受付など行政との関係からも考えた時に、併設館と単館公民館のギャップがあることから考えても、市内の地域づくり協議会に対してきちんとその点が提供されるかどうか、行政が成果とするべき内容と考える。</p> <p>であるので、成果指標を「市内における地域づくり活動拠点と支援の整備数」とすべき。</p>	<p>単位施策2421における地域づくりの主体は住民及び地域である。</p> <p>行政が行う住民及び地域の主体性の向上への支援は、定量で測るものではなく、地域が自ら地域に合った課題解決や活性化への取組の実現につながる必要があるため、鈴鹿市地域づくり協議会条例の趣旨の実現、即ち、住みよい地域づくりに向け必要な新たな事業に取り組む地域づくり協議会の数を成果指標として考えています。</p>	後期基本計画（素案）への修正等の対応はなし。	地域振興部

鈴鹿市総合計画2023後期基本計画（素案）に対する意見公募における意見・対応一覧表

No.	意見			後期基本計画（素案）への対応（案）	後期基本計画（素案）への修正対応の有無	担当部局
	類型	素案該当頁	内容			
88	第6章 市民力、行政力の向上のために	128	<p>「地域づくり支援の推進」とありますが、施策の概要に書いてある「地域づくり協議会」というものでしょうか。</p> <p>また、地域づくりについては、自治会への支援などもあると思いますが、他の取組はないのでしょうか。</p>	<p>本市では、人口減少や少子高齢化が進む中、市民と行政との協働によるまちづくりの推進に向けて、住民主体の地域づくりを進めています。</p> <p>地域づくり協議会は、地域内の住民や自治会、各委員や各団体等によって構成され、住みよい地域づくりに向けて連携協力し地域の力で取り組むための自治組織です。</p> <p>地域においても少子高齢化等により自治会や各団体の活動の維持が難しくなっている中、住みよい地域づくりに向けて地域全体がお互い様の気持ちをもって支え合うなどの取組や実施に向けての検討が進められ、市内全域で28の地域づくり協議会等が設立されています。</p> <p>地域づくり支援として、市からは人的支援として担当地区をもった地域支援職員制度を、財政的支援として地域づくり一括交付金制度をもち、地域の主体的な活動を支援していくこととしており、自治会への支援も含むものとして表記しています。</p>	後期基本計画（素案）への修正等の対応はなし。	地域振興部
89	第6章 市民力、行政力の向上のために	129	<p>単位施策2422について、現在の他自治体の動きなどを考えても、公民館活動を狭い意味において置く時代は終わったのではないかと。</p> <p>子どもから高齢者までの居場所づくりも重要な事業と考える。</p> <p>福祉的な部分での活用を検討を概要に入れておくべきと考える。</p>	<p>概要に記載のとおり、地域住民に身近な公民館事業の充実や地域づくり協議会との協働を通して、様々な事業の取組が推進されていくものと考えています。</p>	後期基本計画（素案）への修正等の対応はなし。	地域振興部
90	第6章 市民力、行政力の向上のために	132	<p>単位施策2511について、成果指標において目標値が前期計画と同じとなっているのはなぜか。</p> <p>現状値そのものは前期計画に対して改善が大幅に見られている中で、目標値が低く設定されることになるのではないかと。</p>	<p>現状前期計画の目標値を達成できていないため、後期基本計画においても、まずは前期に掲げた目標値を達成するよう努めるため、同じ値を設定しています。</p>	後期基本計画（素案）への修正等の対応はなし。	総務部
91	第6章 市民力、行政力の向上のために	133	<p>単位施策2512について、前期計画と内容的にはほとんど変わらないが、単位施策名が「機動的な」から「実効性の高い」と表現が変わっている。</p> <p>このあたりについて、実効性の高いということであれば、その内容を概要部分に反映させるべきではないかと。</p> <p>また概要の中「組織間での機動的配置などを活用し」とあるが具体的にどのような状況を指しているかが分かりにくい表現となっている。</p> <p>この部分について、もっと分かりやすい表現にするべきではないかと。</p>	<p>前期基本計画では、機動的な組織体制の構築に向けた取組としていたところ、鈴鹿市行政組織条例の改正により課以下の組織は規則で定めることとしたこと、また、機動的配置についても、制度として定着してきたことから、これらの活用により実効性の高い組織体制を構築すべく、このような表現に改めました。</p> <p>より分かりやすくするため、「組織間での」を「職員を組織間で流動的に配置できる仕組みとして、」に改めます。</p>	修正対応有り	総務部

鈴鹿市総合計画2023後期基本計画（素案）に対する意見公募における意見・対応一覧表

No.	意見			後期基本計画（素案）への対応（案）	後期基本計画（素案）への修正対応の有無	担当部局
	類型	素案該当頁	内容			
92	第6章 市民力、行政力の向上のために	134～135	<p>単位施策2521について、概要部分において「PPPの推進」の部分で「経費の縮減を図ります」とあるところに「効果的な財源の活用」という観点を追記しておくべきではないか。</p> <p>成果指標について、トータルマネジメントシステムや公共施設マネジメントを意識したとあるが、特に公共施設マネジメントについては、鈴鹿市にとって重要な課題であるはずであるから、目標値は100%に設定すべきと考える。</p> <p>135ページ部分について、行財政改革の四つの視点と書かれているが、この部分について従来までの行革大綱を統合しているという表現を追記し分かりやすくするべきではないか。</p>	<p>「PPPの推進」の部分について「効果的な財源の活用による経費の縮減とサービスの質の向上を図ります。」に変更します。</p> <p>単位施策2521の成果指標については、組織として戦略を動かすための体制や意識の醸成が必要なため、トータルマネジメントシステムと公共施設マネジメントを合わせた理解について、現状値を向上させることを単位施策で目指します。また、基本構想に掲げるめざすべき都市の状態に対する成果指標（個別指標）の25番目のうち「行政経営システムが効率的に運用されていると感じる市職員の割合」の目標値が80%であることから、この目標値につながるよう設定していることから、現状のとおりとします。</p> <p>後期基本計画においては、御意見のとおり、従来の行財政改革大綱を総合計画2023に統合しております。これは、総合計画2023の基本構想に掲げる「行政経営システムの効率化」の方針に従い、今後、後期基本計画期間においては、計画の総合化、総合的な行政経営システム及び行財政改革の推進にさらに取り組むため、見直したものです。具体的には、135ページに行財政改革の4つの視点を明文化し、実行プロセスを図示化して実行力を高めた説明を加えています。御意見のとおり従来の行財政改革大綱の理念を単位施策に継承したうえで統合している旨を追加します。</p>	修正対応有り	政策経営部
93	第6章 市民力、行政力の向上のために	135	<p>鈴鹿市まち・ひと・しごと創生総合戦略は地域計画と密接に関係する諸政策、進捗を示す指標類が記載されています。</p> <p>2020～2024年を策定し縦覧する際には、現在までの5年間実績と振り返りを記載することによって住民と情報共有、現状認識をしやすくしていただきたい。</p>	<p>これまでの地方創生に係る取組や実績、指標の進捗状況を踏まえ、次期戦略の策定に当たっては、現状認識等も分かりやすい表記に努めて、市民の皆様と情報共有してまいります。</p>	後期基本計画（素案）への修正等の対応はなし。	政策経営部
94	第6章 市民力、行政力の向上のために	136	<p>単位施策2522について、概要部分に「自治体間連携、職員間の交流からの政策形成」、「積極的に研修に派遣」、「計画・実行・評価までを任せる人事」、といった表現を追記するべきではないか。</p>	<p>職員間交流、積極的な研修派遣、計画・実行・評価までを任せる人事につきましては、本市職員の政策形成能力向上には欠かせないものであり、引き続き、職員の人材育成に努めてまいります。</p> <p>自治体間連携については、本単位施策だけではなくすべての施策等で必要な視点となりますので、政策形成を推進する中で、庁内関係部局と協議・連携を図りながら、検討してまいります。</p>	後期基本計画（素案）への修正等の対応はなし。	総務部 政策経営部
95	第6章 市民力、行政力の向上のために	136	<p>鈴鹿市シティセールスを活用した取り組みをしてください。</p>	<p>単位施策を推進する個別計画として、平成30年3月に改定した「鈴鹿市シティセールス戦略」を位置付けております。</p> <p>シティセールスを取り巻く現状と課題を整理し、経営資源獲得のための方策を示したものであり、シティセールスに関する具体的な取組につきましては、この戦略に基づき推進してまいります。</p>	後期基本計画（素案）への修正等の対応はなし。	政策経営部
96	第6章 市民力、行政力の向上のために	138	<p>単位施策2523について「行政情報のオープンデータ化の推進」を記述すべき。</p>	<p>概要に「行政情報のオープンデータ化の推進」についての記述を加えます。</p> <p>「市広報紙やホームページ、メールモニターなど多様な広報媒体を活用して、市民に対して分かりやすく市政に関する情報を提供し、積極的な情報共有を図ります。」を、「市広報紙やホームページ、メールモニターなど多様な広報媒体を活用して、市民に対して分かりやすく市政に関する情報を提供するとともに、行政情報のオープンデータ化を推進し、積極的な情報共有を図ります。」に修正します。</p>	修正対応有り	政策経営部

鈴鹿市総合計画2023後期基本計画（素案）に対する意見公募における意見・対応一覧表

No.	意見			後期基本計画（素案）への対応（案）	後期基本計画（素案）への修正対応の有無	担当部局
	類型	素案該当頁	内容			
97	第6章 市民力、行政力の向上のために	140	<p>単位施策2532について、概要部分において「基金の一定残高を確保しつつ」とあるが、財政調整基金と特定目的基金とそれぞれに分けて表現した方が良いのではないかと。</p> <p>成果指標について、前期と同じく将来負担比率が採用されているが、前期の目標値よりも高い設定となっている。</p> <p>また、後期計画における現状値と目標値の関係から考えても、数値が上がっている状態であり、財政運用について、このままでは多様な考え方ができる状態になっている。</p> <p>成果指標である将来負担比率について、なぜこのような数値になると考えられるのか、その部分についても、下部でいいので考え方を記述しておくべきである。</p>	<p>基金については、財政調整基金は一定残高の確保を優先しながらも、地方債減債基金や公共施設整備基金等の特定目的基金は弾力的な運用をしていくことを考えていますので、そのことが明確になるように概要を修正します。</p> <p>また、現状値より上昇した将来負担比率を目標として設定していることについては、後期は公共施設総合管理計画に基づき施設の長寿命化や更新等を着実に実施していくことから、抑制を図った上でも、なお市債発行額が増える見込みです。</p> <p>施設の長寿命化等を計画的に実施していくことが明確になるように概要を修正します。</p>	修正対応有り	政策経営部
98	第6章 市民力、行政力の向上のために	141	<p>単位施策2541について、131ページめざすべき都市の状態25における行政のミッションの部分で、「コンプライアンスの徹底」が記述されているが、この部分では目的の部分を始めとして、コンプライアンスという言葉を使用した記述が見られない。</p> <p>全体の構成を考えれば目的の部分にコンプライアンスという言葉を使っておくべきではないかと考える。</p>	御意見を踏まえ、単位施策2541の目的にコンプライアンスについて明記します。	修正対応有り	総務部
99	第6章 市民力、行政力の向上のために	なし	<p>地域づくり協議会が、総合計画を推進する上で非常に重要になる。</p> <p>いろんな意味で地域づくり協議会支援したりバックアップする部門を増強したきめ細かい支援をお願いしたい。</p>	<p>人的支援として地域支援職員制度を継続強化するとともに、財政的支援として地域づくり一括交付金の交付を予定しており、各地域づくり協議会の主体的な活動への支援に取り組みます。</p>	後期基本計画（素案）への修正等の対応はなし。	総務部 地域振興部
100	第6章 市民力、行政力の向上のために	なし	<p>支援職員、コーディネーターの役割、責任を明確にしないと地域差ありそう。</p>	<p>平成28年度からの地域支援職員制度を継続するにあたり、来年度からの体制の見直しを予定しています。</p> <p>地域の実情等により地域づくり活動やそれに対する支援内容は様々ではないものの、地区市民センターが地域づくり支援の中心となり地域支援職員との役割分担を明確にし、連携しながら支援にあたることのできる体制を考えてまいります。</p>	後期基本計画（素案）への修正等の対応はなし。	地域振興部
101	全体に関する意見	なし	<p>市の中が縦割りで基本計画、実行計画の横断的いわゆる庁内の協働ができていない。</p> <p>縦割りにならない仕組みを作らないといけない。</p> <p>テーマ別担当制など計画時に実行体制まで作る。</p> <p>縦割りの問題は現在市民からも大きな問題提起になっている。</p> <p>庁内の協働をするように大きな活動スローガンにして行動変革、或いは協働できる体制に変更等をしていかないといけない。</p> <p>行政内部で地域との協働のために窓口一本化を構築してもらいたい。</p> <p>地域づくりで地域は一本化しているのに市役所内が一本化出来ていない。</p>	<p>（地域に対する庁内協働について）</p> <p>本市では、平成28年度から地域づくり推進本部を設置し、地域づくりにおける庁内横断体制を敷いておりますが、各地域づくり協議会の活動の活性化に対応すべく、更なる横の連携を強化する必要があると考えています。</p> <p>窓口一本化については地区市民センターを基本とし、地域協働課及び地域支援職員が橋渡しとなり調整を図るものと考えていますが、活動分野に関係する部署と地域づくり協議会との協働をより一層推進すべく、地域づくり推進本部体制の充実を図るものと考えています。</p>	後期基本計画（素案）への修正等の対応はなし。	総務部 地域振興部

鈴鹿市総合計画2023後期基本計画（素案）に対する意見公募における意見・対応一覧表

No.	意見			後期基本計画（素案）への対応（案）	後期基本計画（素案）への修正対応の有無	担当部局
	類型	素案該当頁	内容			
102	全体に関する意見	なし	<p>単位施策，実行計画の責任部署，責任者が明記されていない。 課のレベルは書いてあるが複数部門にまたがる施策は部長レベルが責任者にならないといけない（役割，責任の明確化）</p>	<p>鈴鹿市総合計画2023は，当該施策や単位施策を直接執行することとなる部局や課を記載し，責任の所在を明確にしております。 また，複数の部門にまたがる施策もございますことから，複数課の記載事例もあります。 計画上，責任部署については明記しておりますので，部局間同士の連携が適切に測られるよう施策等を推進してまいります。</p>	<p>後期基本計画（素案）への修正等の対応はなし。</p>	政策経営部